

佐賀県やわらか Biz 提案公募実証事業費補助金交付要綱

平成 29 年 6 月 26 日制定

平成 30 年 3 月 27 日一部改正

平成 31 年 4 月 1 日一部改正

令和 2 年 4 月 1 日一部改正

(趣 旨)

第 1 条 知事は、県内の IT・クリエイティブ産業の飛躍を通じて若者・女性への魅力的で多様な就業機会創出を図るため、IT・クリエイティブ領域での新ビジネス創出の実証を行う事業（以下「補助事業」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その交付については、佐賀県補助金等交付規則（昭和 53 年佐賀県規則第 13 号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第 2 条 この補助金の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件のとおりとする。

(1) 初めて当該補助金の交付を受ける者の場合は、佐賀県内に事業所を有する法人又は個人で、それら 2 者以上で構成される共同事業体（代表事業者の選定を行うとともに、役割や費用の分担等が協定書等により定められているものに限る。）であること。

(2) 前年度に当該補助金の交付を受けた者の場合は、前年度交付決定を受けた共同事業体であること、又は補助事業を実施するに当たり前年度交付決定を受けた共同事業体を法人化した法人であること。

2 前項の補助対象者は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次の(2)から(7)までに掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。

(1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

(2) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

(3) 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者

(4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

(5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(対象事業)

第 3 条 補助金を交付する対象事業は、IT×クリエイティブ×若者・女性をテーマに、柔

軟な働き方ができ、かつキャリア形成に寄与する一定程度以上の処遇の仕事を生み出せる事業とし、次の各号に該当する事業とする。

(1) 単に人材育成に留まらず、具体案件の掘り起しや受注支援も含めた「出口」を明確にしていること。

(2) 補助期間終了後もビジネスベースでの展開を前提とすること。

(3) 金融機関やクラウドファンディングなどの資金調達支援に馴染む計画であること。

2 前項に規定する事業の中で、次の各号のいずれかに該当するものは、対象事業から除く。

(1) さがラボ構想推進事業「さがラボ・チャレンジカップ」補助金の交付を受けているもの。

(2) その他知事が不相当と認めるもの。

(交付の対象経費、補助率(補助金額))

第4条 補助金の交付の対象経費、これに対する補助率(補助金額)は、別表のとおりとする。

2 同一の事業の補助対象期間は2か年を限度とし、補助申請は毎年度行うものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 規則第3条第1項に規定する補助金交付申請書は、様式第1号のとおりとする。

2 前項の補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める期日までとし、その提出部数は1部とする。

3 規則第4条第3項に規定する補助金の交付の申請が到着してから当該申請に係る補助金の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

4 補助事業者が第1項の補助金を申請しようとするときは、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、所得税法及び消費税法の一部を改正する法律(平成6年法律第109号)及び地方消費税法等の一部を改正する法律(平成6年法律第111号)の規定により仕入に係る消費税額及び地方消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第6条 知事は、前条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、適正と認められるときは、補助金の交付決定を行い、規則第6条により、申請者に通知するものとする。

2 知事は、前項による交付の決定に当たっては、前条第4項により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。

3 知事は、前条第4項のただし書きによる交付の申請がなされたものについては、補助

金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(補助金の交付の条件)

第7条 規則第5条の規定により、補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 規則及びこの要綱の規定に従うこと。

(2) 補助事業の内容又は経費の配分の変更をしようとするときは、知事の承認を受けること。ただし、次に掲げるいずれかに該当するものについては、この限りではない。

ア 補助事業に要する経費の配分のうち、各経費区分間の30パーセント以内の金額の変更又は交付決定額の30パーセント以内の補助金の額の減額

イ 事業の趣旨そのものに影響を及ぼさない範囲での事業内容の変更であると、知事が認めたもの

(3) 補助事業を行うために締結する契約については、佐賀県ローカル発注促進要領(平成24年10月9日付)のとおり県内企業と契約するように努めること。

(4) 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、知事の承認を受けること。

(5) 補助事業者は、補助事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(6) この補助金に係る経理を他の経理と明確に区分し、かつ、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保管すること。

2 前項第2号の規定により、知事に補助事業の変更の承認を受けようとする場合の変更承認申請書は、様式第2号のとおりとする。

3 第1項第4号の規定により、知事に補助事業の中止又は廃止の承認を受ける場合の承認申請書は様式第3号のとおりとする。

(申請の取下げ)

第8条 申請者は、前条の規定による通知に係る補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から10日以内に交付申請取下届出書(様式第4号)を知事に提出し、補助金の交付申請を取り下げることができる。

(状況報告及び調査)

第9条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行の状況について報告を求め、又は職員を立ち入らせ、帳簿その他の物件を検査させ、若しくは関係者へ質問させることができる。

2 補助事業者は、知事から前項の規定に基づく報告又は調査の要求があったときは、事業遂行状況を提出し、又は調査に協力しなければならない。

3 前項に規定する事業遂行状況報告書は様式第5号のとおりとし、その提出部数は1部とする。

(実績報告)

第10条 規則第12条に規定する実績報告書は、様式第6号のとおりとする。

2 前項の実績報告書の提出期限は、補助事業が完了したとき又は第6条第3号の規定による廃止の承認を受けたときは、その日から15日以内又は補助金の交付の決定に係る会計年度終了日(補助金が全額概算払で支払われた場合にあつては、補助金の交付の決定に係る会計年度終了後7日以内)のいずれか早い日とし、その提出部数は1部とする。

2 対象事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の交付)

第11条 この補助金は、知事が必要と認めるときは、概要払で交付することができる。

2 補助事業者は、補助金の概算払又は精算払を受けようとするときは、規則第15条の規定により、概算払請求書(様式第7-1号)又は精算払請求書(様式7-2号)を知事に提出しなければならない。

(補助金の経理)

第12条 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした帳簿及び証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第13条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書(様式第8号)により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があつた場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

(財産の管理及び処分の制限)

第14条 補助事業者は、補助事業が完了した後も、補助事業により取得し、又は財産の効用の増加した機械等(以下「取得財産等」という。)を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 規則第22条ただし書きの規定により、取得財産等の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省省令第15号別表1)の規定によるものとする。

3 補助事業者は、前項に定める期間を経過する以前に取得財産等を処分しようとするときは、規則第22条の規定により、様式第9号の財産処分承認申請書を知事に提出し、

その承認を受けなければならない。ただし、当該財産の取得価格又は効用の増加価格が10万円未満のものはこの限りでない。

- 4 知事は、前項の承認をした補助事業者に対し、当該承認に係る財産を処分したことによる収入があったときは、その全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができるものとする。

(交付決定の取消し等)

第15条 知事は、補助事業者が補助金を他の用途に使用し又は補助金の交付の内容、条件、その他法令若しくはこれに基づく処分に違反したときは、額の確定の有無にかかわらず補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 知事は、補助事業者が第3条の規定に該当することが判明したときは、前項の規定を準用する。
- 3 知事は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、すでに補助金が交付されているときは、その返還をさせることができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年度分の補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年度分の補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年度分の補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年度分の補助金から適用する。

別表（補助対象経費及び補助率（補助金額））

対象経費	内 容	補助率（補助金額）																		
事業費	謝金、旅費、受講料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、産業財産権等取得費、通訳料・翻訳料、借損料、調査費、連携構築費、補助事業の遂行に係る人件費又はそれに相当する経費	<p>1 令和元年度に当該補助金の交付をはじめて受けた者の場合 補助期間は2か年を限度とし、</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>補助年度</th> <th>補助率</th> <th>補助限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>初年度</td> <td>補助対象経費の10分の10以内</td> <td>1,000万円</td> </tr> <tr> <td>2年度目</td> <td>初年度交付決定額の10分の7又は2年度目の補助対象経費のいずれか少ない額</td> <td>700万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、単年度ごとに予算措置を講ずるため、毎年度、補助対象事業の募集に応募しなければならない。</p> <p>2 令和2年度以降、当該補助金の交付を受ける者の場合 補助期間は2か年を限度とし、</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>補助年度</th> <th>補助率</th> <th>補助限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>初年度</td> <td>補助対象経費の10分の10以内</td> <td>500万円</td> </tr> <tr> <td>2年度目</td> <td>補助対象経費の10分の10以内</td> <td>初年度の実績に応じて知事が決定する額</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、単年度ごとに予算措置を講ずるため、毎年度、補助対象事業の募集に応募しなければならない。</p>	補助年度	補助率	補助限度額	初年度	補助対象経費の10分の10以内	1,000万円	2年度目	初年度交付決定額の10分の7又は2年度目の補助対象経費のいずれか少ない額	700万円	補助年度	補助率	補助限度額	初年度	補助対象経費の10分の10以内	500万円	2年度目	補助対象経費の10分の10以内	初年度の実績に応じて知事が決定する額
補助年度	補助率		補助限度額																	
初年度	補助対象経費の10分の10以内		1,000万円																	
2年度目	初年度交付決定額の10分の7又は2年度目の補助対象経費のいずれか少ない額		700万円																	
補助年度	補助率		補助限度額																	
初年度	補助対象経費の10分の10以内	500万円																		
2年度目	補助対象経費の10分の10以内	初年度の実績に応じて知事が決定する額																		
試作・開発等費	原材料費、機械装置等費、試作・試行・実験費、技術導入費																			
販路開拓費	展示会等出展費、借損料、広告宣伝費																			
委託費	外部の機関等に補助事業の一部を委託する経費																			
その他経費	上記の他、知事が特に必要と認める経費																			

補助金交付額は、補助金の合計額の千円未満を切り捨てた額とする。

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

申請者
住所
氏名

印

令和 年度佐賀県やわらか Biz 提案公募実証事業費補助金交付申請書

令和 年度において、下記のとおり佐賀県やわらか Biz 提案公募実証事業を実施したいので、佐賀県やわらか Biz 提案公募実証事業費補助金 円を交付されるよう、佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県やわらか Biz 提案公募実証事業費補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業の目的
- 2 共同事業体の概要（別紙 1、別紙 2）
- 3 誓約書（別紙 3）
- 4 事業計画（別紙 4）
- 5 補助事業に要する経費（別紙 5、別紙 6）
- 6 事業の効果

前年度に当該補助金の交付を受けた者は、別紙 2（代表事業者選定報告書）については前年度作成したものの写しを添付すること

様式第2号(第7条関係)

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

申請者
住所
氏名

印

令和 年度佐賀県やわらか Biz 提案公募実証事業費補助金変更承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号により補助金交付決定の通知があった佐賀県やわらか Biz 提案公募実証事業費補助金について、別紙に記載した理由により事業の内容及び経費の配分を変更し〔金 円の追加交付(減額承認)を受け〕たいので、佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県やわらか Biz 提案公募実証事業費補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて申請します。

注1 金額の変更のない変更申請の場合は〔 〕の分は消去すること。

2 「関係書類」は、補助金交付申請書に準じて作成し、変更前の事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分を比較できるように記載すること。

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

申請者
住所
氏名

㊞

令和 年度佐賀県やわらか Biz 提案公募実証事業費補助金
中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号により補助金交付決定の通知があった
佐賀県やわらか Biz 提案公募実証事業費補助金について、下記に記載した理由に
より事業の中止（廃止）の承認を受けたいので、佐賀県補助金等交付規則及び佐
賀県やわらか Biz 提案公募実証事業費補助金交付要綱の規定により、関係書類を
添えて申請します。

記

- 1 中止（廃止）する事業内容
- 2 理 由
- 3 中止の期間（廃止の時期）

様式第 4 号 (第 8 条関係)

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

申請者
住所
氏名

印

令和 年度佐賀県やわらか Biz 提案公募実証事業費補助金
交付申請取下届出書

令和 年 月 日付け 第 号により補助金交付決定の通知があった佐賀県やわらか Biz 提案公募実証事業費補助金について、下記のとおり取り下げたいので、届け出ます。

記

1 取り下げの理由

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

申請者
住所
氏名

印

令和 年度佐賀県やわらか Biz 提案公募実証事業費補助金
事業遂行状況報告書

令和 年 月 日付け 第 号により補助金交付決定の通知があった
佐賀県やわらか Biz 提案公募実証事業費補助金事業の 年 月 日にお
ける遂行状況について、佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県やわらか Biz 提案公
募実証事業費補助金交付要綱の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助金支払状況等

事業内容	補助事業 に要する 経 費	補助対象 経 費	契 約 等 年 月 日	設 置 ・ 設 実 施 等 年 月 日	支 払 年 月 日	支 払 済 金 額	支 払 先

2 補助事業の遂行状況 (実施状況の経過、今後の計画等を添付)

3 事業完了予定年月日 年 月 日

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

申請者
住所
氏名

㊞

令和 年度佐賀県やわらか Biz 提案公募実証事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号により補助金交付決定の通知があった佐賀県やわらか Biz 提案公募実証事業費補助金について、下記のとおり事業を実施したので、佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県やわらか Biz 提案公募実証事業費補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 補助事業の内容、成果及び決算明細書
 - ・ 補助事業実施結果報告書 (別紙 1)
 - ・ 収支決算書 (別紙 2)
 - ・ 支出内訳明細書 (別紙 3)
 - ・ 取得物件一覧表 (別紙 4) のとおり

- 2 補助金交付決定額 円

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

申請者
住所
氏名

印

令和 年度佐賀県やわらか Biz 提案公募実証事業費補助金
概算払請求書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知があった佐賀県やわ
らか Biz 提案公募実証事業費補助金のうち、下記金額を交付されるよう佐賀県補
助金等交付規則及び佐賀県やわらか Biz 提案公募実証事業費補助金交付要綱の
規定により請求いたします。

記

請 求 額		金	円
内 訳	交付決定額	金	円
	交 付 済 額	金	円
	今 回 請 求 額	金	円
	残 額	金	円

様式第 7 - 2 号 (第 1 1 条関係)

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

申請者
住所
氏名

㊞

令和 年度佐賀県やわらか Biz 提案公募実証事業費補助金
精算払請求書

令和 年 月 日付け 第 号で確定通知があった佐賀県やわらか Biz
提案公募実証事業費補助金として、下記金額を交付されるよう佐賀県補助金等交
付規則及び佐賀県やわらか Biz 提案公募実証事業費補助金交付要綱の規定によ
り請求します。

記

請 求 額 金 円

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

申請者
住所
氏名

㊞

令和 年度佐賀県やわらか Biz 提案公募実証事業費補助金に係る
消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書

令和 年 月 日付け 第 号で確定通知があった 年度佐賀県やわらか Biz 提案公募実証事業費補助金について消費税及び地方消費税の仕入控除額が確定しましたので、佐賀県やわらか Biz 提案公募実証事業費補助金交付要綱の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金額 (佐賀県知事が額の確定通知書により通知した額)
円
- 2 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
円
- 3 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
円
- 4 補助金返還相当額 (3 - 2)
円

- (注) 1 別紙として 2 「補助金の確定時における消費税額及び地方消費税に係る仕入控除額」の積算の内訳を添付すること。
- 2 課税事業者であっても、単純に補助金の消費税率及び地方消費税率相当が消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除による減額等の対象額ではない。

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

申請者
住所
氏名

㊞

令和 年度佐賀県やわらか Biz 提案公募実証事業費補助金に係る
財産処分承認申請書

令和 年度佐賀県やわらか Biz 提案公募実証事業費補助金に係る補助事業により取得した財産を下記のとおり処分したいので、佐賀県やわらか Biz 提案公募実証事業費補助金交付要綱第 1 2 条第 3 項の規定により、承認を申請します。

記

- 1 補助事業名
- 2 品目及び取得年月日
- 3 取得価格及び時価
- 4 処分の方法
- 5 処分の理由